

## 令和8年度明るい選挙啓発ポスター作品募集(第78回)要項

- 1 趣旨 私たちが豊かで幸せな生活をおくるには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われます。だから選挙が明るく正しく行われなければなりません。そこで、全国の児童、生徒の皆さんに、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターをかいていただきたいのです。
- 2 応募規定
  - (1)内容 明るい選挙を呼びかけることを内容に、自由に表現してください。
  - (2)応募資格 小学校児童、中学校・高等学校の生徒
  - (3)募集期間 令和8年5月11日(月)から令和8年9月11日(金)まで
  - (4)締切日と提出先 令和8年9月11日(金)までにあなたの住んでいる市区町村または通学している学校のある市区町村の選挙管理委員会に提出してください。  
※市区町村によって異なることがありますので、詳しくは最寄りの選挙管理委員会にお尋ねください。
  - (5)画材 描画材料は自由(紙や布など、絵の具材料だけに限りません。デジタルも可)
  - (6)大きさの基準 画用紙の四つ切(542mm×382mm)、八つ切(382mm×271mm)もしくはそれに準じる大きさ  
※デジタルの場合、A3サイズ(297mm×420mm)またはB3サイズ(515mm×364mm)での制作を推奨しています。  
作成した作品は紙に印刷してご提出ください。(家庭用印刷機で分割印刷し、繋げて一枚にした作品も提出可)
  - (7)応募上のご注意
    - ① 他者の著作物(インターネット等にある写真やイラスト等)を模倣した作品は、応募できません。オリジナル作品に限ります。
    - ② デジタルで制作した作品(パソコン上で描いた作品)も応募できます。応募の際は紙に印刷してご提出ください。
    - ③ 作品のうら右下に、都道府県名、学校名、学年、氏名(ふりがな)を必ず記入してください。
    - ④ 応募作品は、原則として返却しません。
    - ⑤ 入賞作品の著作権は主催者に属し、作品は自由に利用させていただきます。
    - ⑥ 入賞者の学校名、学年及び氏名を公表させていただきます。
- 3 審査
  - (1)第1次審査 各市区町村選挙管理委員会において、小・中・高別に選びます。
  - (2)第2次審査(地方審査) 各都道府県選挙管理委員会において、小・中・高別に応募数に応じ、所定の点数を選んだうえ、第3次審査(中央審査)へ提出します。
  - (3)第3次審査(中央審査) 第2次審査で選ばれた作品について、下記審査員により入賞作品を決定します。  
文部科学省・総務省・公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会の各代表審査員
- 4 賞
  - (1)小・中・高別に次の賞を贈ります。
    - ①文部科学大臣・総務大臣(連名)の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)からの副賞  
小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名
    - ②公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長(連名)の賞状と副賞  
小学校・中学校・高等学校 各学年若干名
  - (2)第3次審査(中央審査)に提出された方全員に、公益財団法人明るい選挙推進協会会長から記念品を贈ります。
- 5 発表  
11月初旬の予定
- 主催 公益財団法人明るい選挙推進協会 都道府県選挙管理委員会連合会  
都道府県選挙管理委員会 市区町村選挙管理委員会
- 後援 文部科学省 総務省 都道府県教育委員会 市区町村教育委員会